

近畿地方建設局
資 料 配 布

配布日時	平成12年4月21日 14:00
------	------------------

件 名	近畿地建管内 道路管理用情報ボックス 民間入溝受付中 —— 近畿地建で整備済みの情報ボックス（平成12年度整備区間を含む）において、民間通信事業者の光ファイバー入溝希望者を平成12年5月16日まで受け付けておりますので、お知らせします。 ——
-----	---

取り扱い日時	_____
--------	-------

同 時 配 布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
---------	----------------------------------

問い合わせ先	近畿地方建設局 道路部 交通対策課 TEL 06-6942-1141（代表） 06-6945-9107（夜間直通） 課長 浅田 與志男 （内線 4511） 課長補佐 田中 貢 （内線 4512）
--------	---

1. 概要

建設省近畿地方建設局では、道路管理用光ファイバーケーブルの收容空間として情報ボックスの整備を直轄国道で進めており、計画延長約1560kmの内、平成12年度末で約1050kmの整備が完了する予定です。

当面は、情報ボックス内部に道路管理者が直ちに利用しない空き空間がありますので、高度情報通信社会の構築を図るため、空き空間を民間事業者が利用できるよう貸し出すものです。

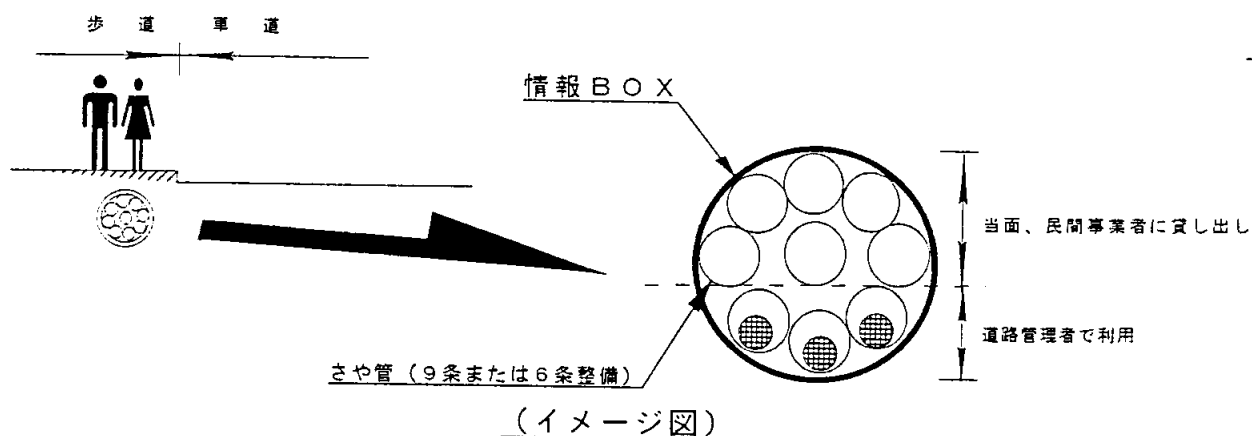
今回（第一次）の貸し出し区間は、直轄で管理している一般国道の内、情報ボックスの既整備区間及び平成12年度整備予定区間です（別添図面参照）。

また、今回（第1次）の貸出路線は、次のとおりです。

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| ・一般国道1号 | ・一般国道2号 | ・一般国道8号 | ・一般国道9号 |
| ・一般国道24号 | ・一般国道25号 | ・一般国道26号 | ・一般国道27号 |
| ・一般国道28号 | ・一般国道29号 | ・一般国道42号 | ・一般国道163号 |
| ・一般国道165号 | ・一般国道175号 | | |

第1次貸し出しの受付は、情報ボックスを直接管理している工事事務所で平成12年5月16日まで行っております。

なお、情報ボックスの計画・整備状況及び入溝希望受付等の詳細は、各工事事務所で掲示すると共に近畿地方建設局のホームページ（//www.kk.moc.go.jp）でも、情報提供しています。



2. 対象事業者

対象となる民間事業者は、次のとおりです。

- ・電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、日本テレコム株式会社、第二電電株式会社等）
- ・有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送事業者
- ・有線ラジオ放送事業者

3. 貸出条件

- ①概ね3年以内に入溝すること。
- ②1事業者1ケーブル

4. 占用料

情報ボックス内部を占用する民間事業者から、地下電線、その他地下に設ける電線単価で占用料を徴収。(参考資料参照)

(単位:円/m・年)

	甲地	乙地	丙地
占用料	10	5	4

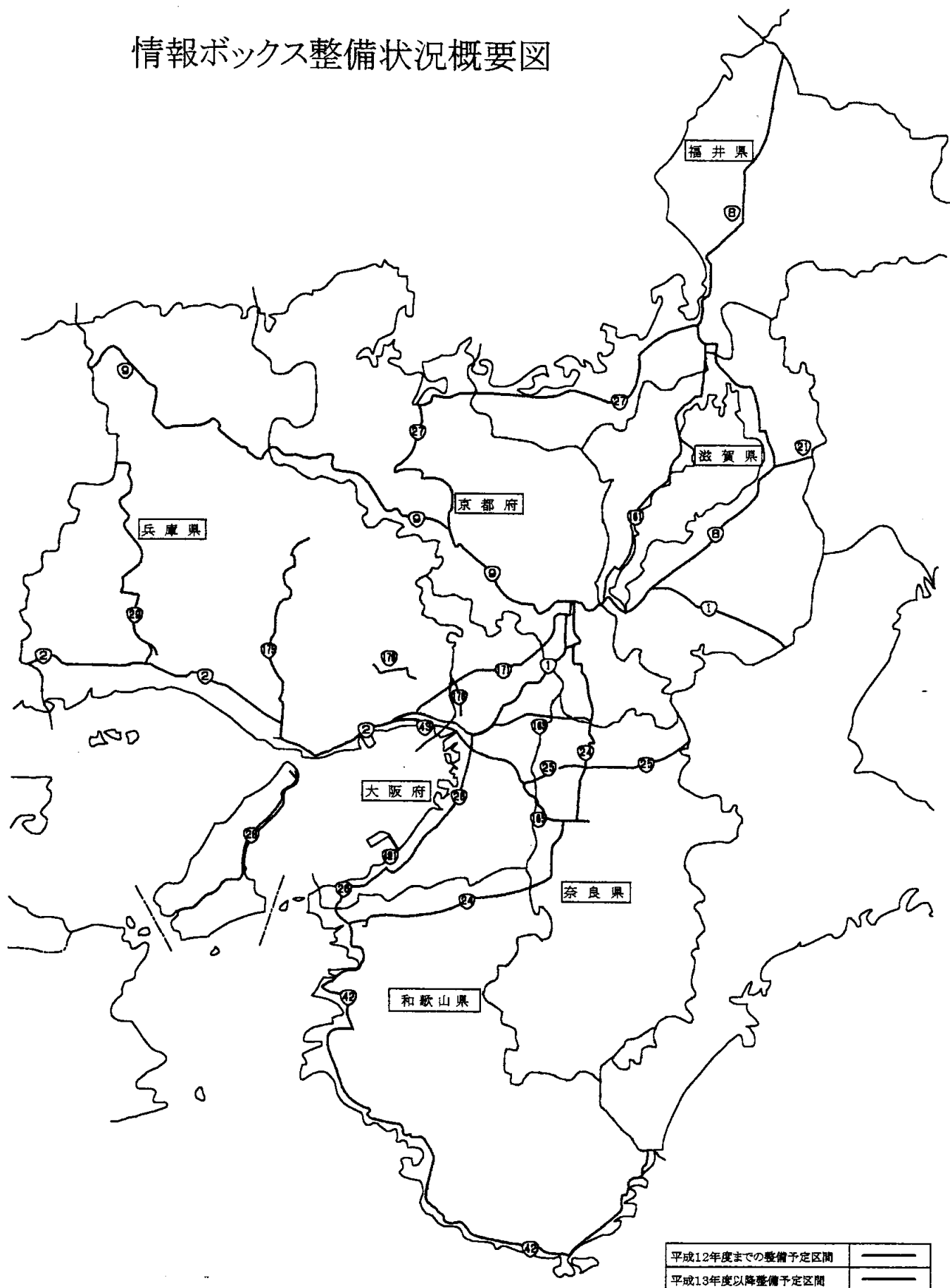
※ 甲地:京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市

乙地:市の区域で甲地以外

丙地:町及び村の区域

以上

情報ボックス整備状況概要図



平成12年度までの整備予定区間については変更する場合がある。

別表(第19条の2関係)

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき1年	2,200	1,000	770
	第二種電柱		3,400	1,600	1,200
	第三種電柱		4,700	2,200	1,600
	第一種電話柱		2,000	930	690
	第二種電話柱		3,200	1,500	1,100
	第三種電話柱		4,500	2,100	1,500
	その他の柱類		150	72	53
	架空電線その他上空に設ける線類	長さ1㍍につき1年	20	10	7
	地下電線その他地下に設ける線類		10	5	4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方㍍につき1年	1,000	480	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,400	1,100
	郵便差出箱		1,300	600	450
	広告塔	表示面積1平方㍍につき1年	26,000	4,400	1,100
	その他のもの	占用面積1平方㍍につき1年	3,100	1,400	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1㍍未満のもの	長さ1㍍につき1年	100	48	36
	外径が0.1㍍以上0.15㍍未満のもの		150	72	53
	外径が0.15㍍以上0.2㍍未満のもの		200	95	71
	外径が0.2㍍以上0.4㍍未満のもの		410	190	140
	以下、表を省略				